

静岡県バス協会では以下により車内事故防止キャンペーンを実施します

キャンペーンの主旨

バスの車内事故は、バス事故全体の約3割を占めている。平成19年のキャンペーン以降減少傾向が見られているが、今後一層対策を強化し、車内事故の更なる減少に努めることとする。

車内事故については、65歳以上の高齢女性の負傷が目立っており、また、高齢者は骨折等の重傷事故につながりやすい点も注意が必要である。利用者側の事故要因としては、バスが停留所に着いて完全に停止する前に席を立つことや、走行中の車内移動に起因するものがある。一方、運転者側の事故要因としては、乗客が着座する前に発車することに起因するものが多く挙げられる。

また、平成20年6月からは、高速道路等を走行する高速バス、貸切バス等について、改正道路交通法の施行に伴う後部座席シートベルト着用が義務づけられたところである。

このような状況を踏まえ、利用者に対し一般路線バスの降車時等における事故防止及び高速道路等を走行するバスの後部座席シートベルト着用の徹底等について啓発活動を行う。

また、適正な運転動作の励行を徹底し、車内事故の防止及び後部座席の被害軽減を図ることとする。



I. 実施期間 毎年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

II. 重点項目

1. 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）
 - (1) ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。
 - (2) ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。）の励行。
2. 貸切、高速、リムジン(空港連絡)バス等(以下「貸切、高速バス等」という。)
 - (1) 乗客へのシートベルト着用の徹底



III. バス利用者様へのお願い

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

道路交通法の改正により、平成20年6月1日から後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、バスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となっております。

高速道路を走行するバスなどシートベルトの付いているバスでは、お客様の安全のため、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ずご着用下さいますようお願い申し上げます。

IV. 自動車を運転する皆様へのお願い

「無理な割り込み」や「急な飛び出し」などによる事故を回避するための急ブレーキが、車内での乗客の転倒など思わぬ負傷事故を誘発する要因ともなっております。

皆様の優しい運転でバスの車内事故防止にご協力をお願いします。

